

北海道十勝総合振興局告示第14号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第1号のたこ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年2月1日

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数		
たこ漁業(たこからつり縄)	十勝総合振興局管内 沖合海域	幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以東と十勝郡と釧路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から138度50分の線以西の海域。	毎年 4月1日から 翌年 3月31日まで	9隻	20トン未満	十勝総合振興局管内 に住所を有する者	<p>令和5年2月1日から 令和5年2月28日まで</p> <p>1 許可の有効期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。</p> <p>2 起業の認可の有効期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。</p> <p>3 申請書の提出先は十勝総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4 許可にあたっては、次に掲げる条件を付けることがある。</p> <p>(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、十勝総合振興局長に報告しなければならない。</p> <p>(2) 海中に敷設するはえ縄の数は1,500鉢以内でなければならない。</p> <p>(3) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けるなければならない。</p> <p>(4) たこ以外のものを主たる漁獲の対象としてはならない。</p> <p>(5) 次に掲げるかにかが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに ウ ずわいがに エ べにずわいがに オ たらばがに カ あぶらがに</p> <p>(6) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>